

# (仮称) 島松地区複合施設 愛称募集について

令和8年3月2日 北海道恵庭市

## ●募集内容

恵庭市は令和8年度中の供用開始を目指し、島松駅の隣接地に「島松駅周辺における賑わい創出」に向けて、『島松地区の中心として多世代が集い、憩い、交流できる「にぎわい拠点」の創造』を基本コンセプトに「島松地区複合施設」の建設を進めています。本施設について、たくさんの人に愛され、親しまれる施設になるよう、愛称を募集します。

## ●複合施設の場所

恵庭市島松仲町1丁目557-8、557-9（島松駅東口の隣接地）

## ●選定基準

1. 施設整備の基本コンセプトである【島松地区の中心として多世代が集い、憩い、交流できる「にぎわい拠点」をイメージできるもの
2. 誰もが親しみやすく、覚えやすいもの



## ●募集要項

【募集期間】 令和8年3月2日（月） ～ 令和8年4月3日（金） ※必着

【応募資格】 どなたでも応募できますが、応募は1人につき1点までとします。

【賞品（愛称決定者へのお礼）】 恵庭市特産品及び商品券5,000円分の贈呈 1名

**【応募方法】** 次のいずれかの方法により応募ください。

1. 郵便はがき、メール又は FAX に下記必要事項を記入のうえ、応募してください。
  - (1) 愛称（ふりがな） (2) 愛称の由来（意味や込められた想い、理由など）
  - (3) 郵便番号・住所 (4) 氏名（ふりがな） (5) 年齢 (6) 電話番号（日中連絡がつくもの）
2. 応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募先まで提出又は郵送ください。
3. 恵庭市ホームページに記載された URL、又はチラシに記載された QR コードからリンクされる応募フォームに、必要事項を入力して投稿してください。

※いずれの方法も中学生以下の方は保護者の氏名のご記入もお願いいたします。

**【応募要件】** 以下の事項に同意いただいた上で応募されたものとみなします。

- ① 選ばれた愛称は、広報活動で広く使用します。
- ② 応募する愛称は、自作かつ未発表で第三者有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。
- ③ 愛称に関する一切の権利は恵庭市に属するものとし、応募者はその愛称に関する権利行使をすることができません。
- ④ 応募された愛称に著作権等に関する問題が生じた場合は、全て応募者の責任になります。
- ⑤ 愛称決定時には、決定した愛称及び採用者氏名（ペンネームも可）、愛称の由来を公表します。応募に係る個人情報については、作品の審査・発表、表彰、応募状況の集計・公表（統計的な処理で個人を特定できる情報は含みません）以外の目的では使用しません。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。また、応募に関し必要となる費用については、応募者の負担とします。
- ⑦ この要項に反した応募については審査の対象としません。後日違反が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。
- ⑧ 同一の愛称を応募された方が複数名いる場合の取扱いは市に一任いただきます。

**【選定と発表】** 選定委員会で審査を行い決定します。結果は、恵庭市公式ウェブサイト等で公表します。

結果の公表時期は審査の都合上、応募数に応じ前後します。

**【問い合わせ・応募先】**

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所

恵庭市 企画振興部 まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課

電話：0123-33-3131（内線2335）

ファックス：0123-33-3137（代表）

メール：machi@city.eniwa.hokkaido.jp